



資料提供

(県 政)



提供年月日：令和7年(2025年)4月1日
 部 局 名：琵琶湖環境部
 所 属 名：循環社会推進課
 係 名：資源循環推進係
 担 当 者 名：野村
 連絡先(内線)：077-528-3472 (3472)

滋賀県災害等廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定の締結について

趣旨

県、県内 19 市町、5 つの一部事務組合は、災害時における災害廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の事故等による不測の事態に迅速に対応し、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障を防止するため、県と市町および一部事務組合の連携・役割分担等の基本的事項を定めた相互支援協定を締結しました。

協定の概要

- (1) 締結者：滋賀県、県内 19 市町、一般廃棄物関係の 5 つの一部事務組合
- (2) 対象施設：県内の市町および一部事務組合の中間処理施設（焼却処理、粗大・不燃物処理）
- (3) 対象となる事象：災害、事故
- (4) 相互支援の内容：①災害等廃棄物（※）の処理の実施
 ②災害等廃棄物（※）の一時的な保管
 ③その他必要な事項

※災害により発生した廃棄物、事故により施設が停止し処理不能となった廃棄物

協定活用のスキーム（災害時の想定）

